

○委員長(藤田進君) 次に、通商産業省設置法を初めとする各省設置法の一部改正案に関連いたしまして、行政機構改革全般の問題につき、行政管理庁長官に対して質疑を行います。

質疑のおありの方は、順次、御発言を願います。

○八木幸吉君 石井長官にお尋ねをいたしたいと思いますが、御承知の通り、吉田内閣の当時は行政機構改革に非常に御熱心でありまして、数次にわたり行政改革の問題を取り上げられ、かつ実行されたことは、長官も当時の閣僚として御承知の通りであります。

しかるに、その後に鳩山内閣になりました。やはりこの行政改革の問題が三

大政綱の一つに掲げられまして、河野長官を中心に行政審議会で案が立てられました。その案は、なるべく行政の能率を発揮するということを目的とし

て、ただし人員の整理は行わないとい

う建前でおやりになりまして、その問題の結論として幾つかの案が出まし

て、現在すでに衆議院において継続審議されておることは、これまた長官御承知の通りであります。

そこで、私の伺いたいのは、岸内閣になりましてから、国民負担軽減の見

地からの行政改革とということは、一向お取り上げになつておらないように私は見受けておりますが、し

かし同時に、岸内閣が天下に声明されおります三悪追放の一つの汚職追放、綱紀肅正の觀点からの行政機構の改革、つまり責任の明確化ということを中心にはしばしば、当委員会におきましても、あるいは予算委員会におきま

しても、総理は言明をされておるのであります。そこで長官に、私は、吉田

石井長官にお尋ねをいたしたいと思いますが、御承知の通り、吉田内閣の当時は行政機構改革に非常に御熱心でありまして、数次にわたり行政改革の問題を取り上げられ、かつ実行されたことは、長官も当時の閣僚として御承知の通りであります。

○八木幸吉君 石井長官にお尋ねをいたしたいと思いますが、御承知の通り、吉田内閣の当時は行政機構改革に非常に御熱心でありまして、数次にわたり行政改革の問題を取り上げられ、かつ実行されたことは、長官も当時の閣僚として御承知の通りであります。

○國務大臣(石井光次郎君) 行政機構

を絶えず注意してこれを見て、そろし

てその時代に最も適合するような形に

持っていくこと、また一方、ともすれば

ばたんだんと拡大されようとする行政

機構をできるだけむだに広がらないよ

うに監視するというようなことは、絶

えずやらなければならぬことである

をいたしまして、これから先の人の

ふえるのを防ぎ、また、今の組織の中

でも人を減らすことができるならば、順

次その機械化によって人を整理いたし

ておるわけでございます。そういうこ

とをいたしまして、今の岸内閣として取り上げべきものはほどんどし

ふえていく人を抑えていくことができる

ところを、まだ第一にお伺いいたしま

す。

○國務大臣(石井光次郎君) 行政機構

を絶えず注意してこれを見て、そろし

てその時代に最も適合するような形に

持っていくこと、また一方、ともすれば

ばたんだんと拡大されようとする行政

機構をできるだけむだに広がらないよ

うに監視するというようなことは、絶

えずやらなければならぬことである

をいたしまして、これから先の人の

ふえるのを防ぎ、また、今の組織の中

でも人を減らすことができるならば、順

次その機械化によって人を整理いたし

ておるわけでございます。そういうこ

とをいたしまして、今の岸内閣として取り上げべきものはほどんどし

ふえていく人を抑えていくことができる

ところを、まだ第一にお伺いいたしま

す。

○八木幸吉君 今、行政の能率を上げ

て押えていくことを、予算編成、機構改革の調整の場合に注意して

いることはもちろんかの数のふえる問題

をいかがんにするという考え方もある

から、第一は、今の情勢に適応するよう

な機構を取り入れていくといふことであ

るが、それからだんだんふえようとする

もの、公務員なんかの数のふえる問題

をいかがんにするといふことを、予算編

成、機構改革の調整の場合に注意して

いることはもちろんかの数のふえる問題

係等の配分の問題について今お答えをいただいたのであります。その問題も私今日何おうと思つておりますが、御承知の通り、河野長官が課の整理を仰せられましてから、約二割余り課が減つております。減つておりますけれども、今現在でやはり全体で八百あまりの課がございまして、その下に班があるて、最後に係があるわけでもあります。が、全省庁を通じまして係の数が五千八百幾つかになつております。ところが、この係の配分が適正に行われておるかといふと、必ずしも適正でないということは、今日議題になつておりますこの通商産業省の係の実態を、私、調査をいただいてここに持つておるのであります。それは、今度輸出振興部を設けるという通商局の班の数が七十あって、係長が百六十三人ある。ところが、係員が百六十九人、つまり係長の数と係員の数がほぼ匹敵いたしておるというのが実情であります。

結局、係員がどんな悪いことをいたしましても、積み立て式に局長には行くわけであります。ところが、上の方だけは、振興部ができる四つの課が一緒に常な、責任の明確化という点からいえば、組織の、これは何と申しますか、育点があるのでないか。

もう一つ、全体の問題を申しますと、この行政管理庁の課や班の係をお調べになつた表がこの年表に出ておるのですが、その中には農林省からは全然回答が来ておらない。回答が来ておらないといふことは、農林省が行政管理庁といふものをなめておるのか、あるいは回答することができないくらいのが乱雑なのか。これは農林省が一番汚職の中心であるだけに、この表を拝見しましたときに、いかにも機構そのものが乱雑である、こういう感を深くしたわけであります。

そこで、長官にお願いしたいことは、各省庁一般にわたつて、課や班や係の内容の実態を一応お調べを願いたい。現に通産省の振興部を作らうといふ案に出ているところですら、私が参考のために資料を拝見いたしますと、今申し上げましたように、係長と係員の数がほぼ同じであるというような不合理が現われておるわけであります。そこで至急に、実は、委員長の許可を得まして御提出を願いたいと思いますのは、農林省の中の、一休課や係や班の実態はどういうふうになつてゐるか。これは汚職の本山ともいへべき所でありますから、一つ十分詳細な資料をいだきたい、かように思ひのであります。

○國務大臣(石井光次郎君) サッキと尋ねのフーバー委員会の問題を、私は、感違いして内容を申し上げましたが、そういうふうなお考えに私も同感であります。これは行政審議会を私ども持つておりますので、これに一つ、いろいろ相談して、実効の上のよろんな申を得るよういたしたいと思いまる……。

それから、あととの問題は、私、実はよく存じませんので、局長の方から……。

○委員長(藤田進君) なお、八木君の要求にかかる資料についても、政府の御答弁をあわせて願います。

○國務大臣(石井光次郎君) 資料は至急出すようにいたします。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申し上げます。確かに、官庁の内部組織につきましては、八木委員の仰せの通りのような傾向が強いわけでござります。すなわち、この前も申し上げました通り、課以上につきましては政令ではつきり規定いたしておりますが、課の内部の班とか係とかの組織につきましては、これは各省の長の権限に全然まかせてあります。統制がとれていない。従つて、各省がそれぞれ自己の判断においてこういうことを、それぞれの班や係を定めておったということが第一点でございます。

それから第二点といたしましては、どうしてもこれは職階給与制の乱用、と申しては譯弊があるかもしませんけれども、班長、係長といふような役づきになつた方が給与がよくなるということは、否定できない事実のものでござりますから、どうしても班長、係長といふような役づきの職が、実際の組

織の運営の必要と必ずしもマッチしないで、多くなるという傾向があるわ
でございますので、現在におきまし
各省を通じまして、一般の役づきで
い職員と役づきの職員との割合とい
うものは、相当役づきが大きな地位をと
めておるというような実情、これは公
与等も関連いたしまして、一つの問題
であろうかと存するのであります
そういうような実情も一つあわせてふ
含みの上、御了承いただきたいと思つ
ております。

それから、この課の中におきます
班、係の組織につきましては、八木委
員の仰せのような事情がありまして、
それが行政運営の責任体制を明確化す
るという意味におきまして、非常に欠
けるところがあるのでなかなかうかと
いうことを感じましたので、三十一年
の七月二十三日付で政府で次官会議の
申し合せをいたしまして、内部組織は
今後省令ではつきり規定いたしまし
て、その業務の運営の道筋を明らかに
して責任体制をはつきりするといふこ
とを申し合せましたので、その次官会議
の申し合せの日以降は、各省庁におきま
してもそういう班、係の体
制がはつきりいたしました。お手元に
あります資料はその以前の資料でござ
いますので、それ以後につきまして
は、農林省もはつきりいたしましたの
で、その点は資料として差し上げて明
確にすることができると思ひます。

は——平たく申しまして、大へんうかつか質問をするようでございますが、係長にしなければ、係員では思いつつた昇給はできない、こういう今の体制になつておりますか。

○政府委員(岡部史郎君) 職級職階制を厳格に適用いたしますと、それぞれの職級によつて給与が違うわけでございまして、同一の職級に属しております限り、ある程度の幅はあります。それは職務の熟練によつて、年月がたてはある程度昇給する、こういうことでございますが、原則といひたまつては、ほんとうに昇給するならば次の高い職級に上らなければならぬというのが、職階制の原則であります。しかし、この職階制の原則といひもの適用するということが果して実情に合うかどうかという点と、それから職員といひものが同じ職務をしながらさらに熟練を重ねていくならば、これに相当な待遇を与えるなければならないという要請もあるわけでありまして、現在の給与法はそれぞれ職級が、すなわち今、等級といつておりますが、等級がかなりオーバーラップするように緩和されておりますので、現在のところで申しますならば、同一の職務をやっておりましても、その上の等級の等級とかなりな範囲においてオーバーラップして給与が上つていけるような形になつておりますが、何といひましても、職務と責任とによつて等級といひものが分けてあります根本的な事情からいきまして、そこには限度があるわけであります。

○政府委員(岡部史郎君) もちろん、係長の方と係員の一番上の方とでは、係員の方方が給与が高いはずになつております。

○八木幸吉君 そこで、長官にお伺いしたいのですが、今の給与の問題が責任の明確化のための機構という点に相当のこれは、何と申しますか、障害になると思います。そこで、いろいろなここにやはり汚職の原因ができると思ひますから、どうか各省庁にわたつてその観点で実情をお調べになりまして、責任を果す上に障害になるような点は打破する、そのためには十分お調べになるということをお願いしたいのですが、いかがですか。

○國務大臣(石井光次郎君) これは責任体制を明確にするといふ点からも、いろいろの問題はあると思います。よく

実情を取り調べまして、各省にわたりまして調べまして、何か結論が出来たならば、それを実行に移して参ります。

○八木幸吉君 次に、会計法第二十九条の実行の状態についてお尋ねを申します。

御承知の通り、会計法第二十九条には、契約の方式を規定してございまして、「各省各庁において、売買、貸借、請負その他の契約をなす場合においては、すべて公告して競争に付さなければならぬ。」これが原則でございまして、「但し、各省の長は、競争に付することを不利と認める場合その他政令で定める場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付さなければ会計法第二十九条の規定であります。

同時に原則であります。

ところが、先般この実情につきまして予算委員会で大蔵大臣にお伺いいたしましたところが、そのお答えによりますと、昭和二十九年と三十年の九月までのこれは統計でございます。金額も百分率でありますと、金額は御明示になりましたところで、資料として私は願いをいたしておきましたが、まだ手元に入手をいたしておりません。その結論を申し上げますと、一般歳入で競争入札に付されたものが平均にいたしまして七%三五、指名入札が七%，随意契約が八五%五になつております。さらには、一般的歳出関係におきまして、競争入札が平均一・四%，それから指名入札が平均で三六%五、随意契約が六二%一五となつております。私は、この数字を當時伺いました非十九条で競争入札が原則になつておる所以で、まあ四分六くらいかしらぬと実感は思つておつたのであります。今申し上げました通り、歳入関係では七%三、歳出関係ではわずかに一%四が競争入札であります。隨意契約の割合は、歳入関係において八五%，歳出関係において六二%。これは今この会計法のただし書きにある、「不利と認められる場合」または「その他政令」によるといふ事情であります。これが、この実態が年々ふえますところの汚職の非常に大きな私は原因をなしておる。あまりにもその割合が原則に相反している程度が多いといふので、実は私は驚いたのであります。

そこで、長官にお願いいたしたのは、相當手数もかかるでありますようけれども、これは非常に一つの大きな問題でありますから、行管が中心に月までのこれは統計でございます。金額も百分率でありますと、金額は御明示になりましたところで、資料として私は願いをいたしておきましたが、まだ手元に入手をいたしておりません。その結論を申し上げますと、一般歳入で競争入札に付されたものが平均にいたしまして七%三五、指名入札が七%，随意契約が八五%五になつております。さらには、一般的歳出関係におきまして、競争入札が平均一・四%，それから指名入札が平均で三六%五、随意契約が六二%一五となつております。私は、この数字を當時伺いました非十九条で競争入札が原則になつておる所以で、まあ四分六くらいかしらぬと実感は思つておつたのであります。今申し上げました通り、歳入関係では七%三、歳出関係ではわずかに一%四が競争入札であります。隨意契約の割合は、歳入関係において八五%，歳出関係において六二%。これは今この会計法のただし書きにある、「不利と認められる場合」または「その他政令」によるといふ事情であります。これが、この実態が年々ふえますところの汚職の非常に大きな私は原因をなしておる。あまりにもその割合が原則に相反している程度が多いといふので、実は私は驚いたのであります。

そこで、長官にお願いいたしたのは、相當手数もかかるでありますよ

うけれども、これは非常に一つの大きな問題でありますから、行管が中心に

なりまして、次の業務監察の一つの題目として、この会計法第二十九条に規定

してあるところの契約の形式を各省にわたつて徹底的に調べになり、なぜ

こういうふうな原則とおよそかけ離れていたのです。これは、ただいま内政省を

設置するところがいいかどうかというこ

とについて、いろいろ閣内においても話し合つたのであります。どちらも

今の客觀情勢がこれをぜひなくや

ねはやはりこの会計法そのものに規定

であります。大半數はこれは私は競争入札にできるものである、また一%

やそこいらしかできないものなら、こ

れはやはりこの会計法そのものに規定

したことがあかしいと言わなければな

りませんので、これは一つ本腰を入れ

ます。横領罪の方では、八千三百九件の

うち四千六百十四件、五割五分が地方

関係である。こういうふうな法務省の調べでありますので、地方公務員に對

してもやはり天下り禁止の規定を至急

に立案されることが必要であると思う

のですが、この点について行管として

のお考は、いかがですか。

○國務大臣(石井光次郎君) この点は私ども非常に心配して、従来の監察の際もこれを果しておつたのであります

が、お話をのように、随意契約がなかなか多い。これはわれわれの方でも

これを指摘いたしまして、随意契約をできるだけ圧縮していくように、そ

して競争入札の方に回すようなどい

ことを、われわれの方から勧告もす

にいたしておる。監察の場合にやるわけ

であります。これは全面的に随意契約が少くなつて競争入札にする方向に

向うことが汚職の温床を少くするといふことは、当然だと思ひます。どうい

う方法でありますか、この競争入札の

方が多くなるよう方向にやつて参りたいと思います。

○八木幸吉君 次に、御承知の通り、

一般国家公務員には天下り禁止の規定

がございます。ところが、国鉄初め三

公社には天下りの禁止の規定がございません。そこで、よく国鉄等の高級職

員の方がおやめになつてすぐ外郭団体

の役員におなりになります。そこに汚職ができるというような事例が間々ござい

ます。また、国家公務員には禁止の規

定がございますけれども、地方公務員

にはさような規定がない。ところが、

これがこの際引き下げるにいたしま

した。これは、ただいま内政省を

設置するところがいいかどうかといふ

とについて、いろいろ閣内においても

話し合つたのであります。どちらも

今の客觀情勢がこれをぜひなくや

ねはやはりこの会計法そのものに規定

であります。大半數はこれは私は競争入札にできるものである、また一%

やそこいらしかできないものなら、こ

れはやはりこの会計法そのものに規定

したことがあかしいと言わなければな

りませんので、これは一つ本腰を入れ

ます。横領罪の方では、八千三百九件の

うち四千六百十四件、五割五分が地方

関係である。こういうふうな法務省の調べでありますので、地方公務員に對

してもやはり天下り禁止の規定を至急

に立案されることが必要であると思う

のですが、この点について行管として

のお考は、いかがですか。

○國務大臣(石井光次郎君) 内政省の案を出して継続審議中でございました

が、これはこの際引き下げるにいたしま

した。これは、ただいま内政省を

設置するところがいいかどうかといふ

とについて、いろいろ閣内においても

話し合つたのであります。どちらも

今の客觀情勢がこれをぜひなくや

ねはやはりこの会計法そのものに規定

であります。大半數はこれは私は競争入札にできるものである、また一%

やそこいらしかできないものなら、こ

れはやはりこの会計法そのものに規定

したことがあかしいと言わなければな

りませんので、これは一つ本腰を入れ

ます。横領罪の方では、八千三百九件の

うち四千六百十四件、五割五分が地方

関係である。こういうふうな法務省の調べでありますので、地方公務員に對

してもやはり天下り禁止の規定を至急

に立案されることが必要であると思う

のですが、この点について行管として

のお考は、いかがですか。

○國務大臣(石井光次郎君) 内政省の案を出して継続審議中でございました

が、これはこの際引き下げるにいたしま

した。これは、ただいま内政省を

設置するところがいいかどうかといふ

とについて、いろいろ閣内においても

話し合つたのであります。どちらも

今の客觀情勢がこれをぜひなくや

ねはやはりこの会計法そのものに規定

であります。大半數はこれは私は競争入札にできるものである、また一%

やそこいらしかできないものなら、こ

れはやはりこの会計法そのものに規定

したことがあかしいと言わなければな

りませんので、これは一つ本腰を入れ

ます。横領罪の方では、八千三百九件の

うち四千六百十四件、五割五分が地方

関係である。こういうふうな法務省の調べでありますので、地方公務員に對

してもやはり天下り禁止の規定を至急

に立案されることが必要であると思う

のですが、この点について行管として

のお考は、いかがですか。

○國務大臣(石井光次郎君) 内政省の案を出して継続審議中でございました

が、これはこの際引き下げるにいたしま

した。これは、ただいま内政省を

設置するところがいいかどうかといふ

とについて、いろいろ閣内においても

話し合つたのであります。どちらも

今の客觀情勢がこれをぜひなくや

ねはやはりこの会計法そのものに規定

であります。大半數はこれは私は競争入札にできるものである、また一%

やそこいらしかできないものなら、こ

れはやはりこの会計法そのものに規定

したことがあかしいと言わなければな

りませんので、これは一つ本腰を入れ

ます。横領罪の方では、八千三百九件の

うち四千六百十四件、五割五分が地方

関係である。こういうふうな法務省の調べでありますので、地方公務員に對

してもやはり天下り禁止の規定を至急

に立案されることが必要であると思う

のですが、この点について行管として

のお考は、いかがですか。

○國務大臣(石井光次郎君) 内政省の案を出して継続審議中でございました

が、これはこの際引き下げるにいたしま

した。これは、ただいま内政省を

設置するところがいいかどうかといふ

とについて、いろいろ閣内においても

話し合つたのであります。どちらも

今の客觀情勢がこれをぜひなくや

ねはやはりこの会計法そのものに規定

であります。大半數はこれは私は競争入札にできるものである、また一%

やそこいらしかできないものなら、こ

れはやはりこの会計法そのものに規定

したことがあかしいと言わなければな

りませんので、これは一つ本腰を入れ

ます。横領罪の方では、八千三百九件の

うち四千六百十四件、五割五分が地方

関係である。こういうふうな法務省の調べでありますので、地方公務員に對

してもやはり天下り禁止の規定を至急

に立案されることが必要であると思う

のですが、この点について行管として

のお考は、いかがですか。

○國務大臣(石井光次郎君) 内政省の案を出して継続審議中でございました

が、これはこの際引き下げるにいたしま

した。これは、ただいま内政省を

設置するところがいいかどうかといふ

とについて、いろいろ閣内においても

話し合つたのであります。どちらも

今の客觀情勢がこれをぜひなくや

ねはやはりこの会計法そのものに規定

であります。大半數はこれは私は競争入札にできるものである、また一%

やそこいらしかできないものなら、こ

れはやはりこの会計法そのものに規定

したことがあかしいと言わなければな

りませんので、これは一つ本腰を入れ

ます。横領罪の方では、八千三百九件の

うち四千六百十四件、五割五分が地方

関係である。こういうふうな法務省の調べでありますので、地方公務員に對

してもやはり天下り禁止の規定を至急

に立案されることが必要であると思う

のですが、この点について行管として

のお考は、いかがですか。

○國務大臣(石井光次郎君) 内政省の案を出して継続審議中でございました

が、これはこの際引き下げるにいたしま

した。これは、ただいま内政省を

設置するところがいいかどうかといふ

とについて、いろいろ閣内においても

話し合つたのであります。どちらも

今の客觀情勢がこれをぜひなくや

ねはやはりこの会計法そのものに規定

であります。大半數はこれは私は競争入札にできるものである、また一%

やそこいらしかできないものなら、こ

れはやはりこの会計法そのものに規定

したことがあかしいと言わなければな

りませんので、これは一つ本腰を入れ

ます。横領罪の方では、八千三百九件の

うち四千六百十四件、五割五分が地方

関係である。こういうふうな法務省の調べでありますので、地方公務員に對

してもやはり天下り禁止の規定を至急

に立案されることが必要であると思う

のですが、この点について行管として

のお考は、いかがですか。

○國務大臣(石井光次郎君) 内政省の案を出して継続審議中でございました

が、これはこの際引き下げるにいたしま

した。これは、ただいま内政省を

設置するところがいいかどうかといふ

とについて、いろいろ閣内においても

話し合つたのであります。どちらも

今の客觀情勢がこれをぜひなくや

ねはやはりこの会計法そのものに規定

であります。大半數はこれは私は競争入札にできるものである、また一%

やそこいらしかできないものなら、こ

れはやはりこの会計法そのものに規定

したことがあかしいと言わなければな

りませんので、これは一つ本腰を入れ

ます。横領罪の方では、八千三百九件の

うち四千六百十四件、五割五分が地方

関係である。こういうふうな法務省の調べでありますので、地方公務員に對

してもやはり天下り禁止の規定を至急

に立案されることが必要であると思う

のですが、この点について行管として

のお考は、いかがですか。

○國務大臣(石井光次郎君) 内政省の案を出して継続審議中でございました

が、これはこの際引き下げるにいたしま

した。これは、ただいま内政省を

設置するところがいいかどうかといふ

とについて、いろいろ閣内においても

話し合つたのであります。どちらも

今の客觀情勢がこれをぜひなくや

ねはやはりこの会計法そのものに規定

であります。大半數はこれは私は競争入札にできるものである、また一%

やそこいらしかできないものなら、こ

れはやはりこの会計法そのものに規定

つのですよ。しかるがゆえに、地方における出先機関自体が、こうこういうように機構を改めることによってサービスの提供ができる、こういふことの建議もありましょう。あるいは国民の中から、もう少し農林の機関を拡大してほしいとか、直してほしいといふ、こういう要望もあると思う。そういうのが集録されたものが必要だと、こういうことを要望しておるわけです。

○政府委員(岡部史郎君) 各省についてまして、それぞれ今お尋ねのよう

点の要望があろかと思いますので、各省と打ち合せをして、できるだけ御提出をいたしたいと思います。また、

若干につきましては、地方のそれぞれの団体から直接行政管理庁に参ったものもござりますので、そういうものもあわせて御提出いたしたいと思いま

す。

○森中守義君 けつこうですが、でき

るだけでは困るのですよ。審議上絶対に必要な資料ですから、万難を排し

て、出してもらわなければ困るので

す。

○理事(永岡光治君) よろしいです

ね。

○八木幸吉君 大へん時間をとつて恐縮であります、今度の各省設置法の

中に都の増設のことがございます。ところが二十七年と記憶いたしますが、

部はなるべく廃止する、局の下のものは廃止すると、こういう方針が一応内閣で打ち出されたことがござります。

私は、部といふものは、先ほど来いろいろお伺いし、また私も申し上げましたように、機構の責任明確化の点から

いえ、必ずしも必要ではないわけ

ございまして、たとえば、先ほど申

しました通産局の十五課の中で、四課

を振興部という部にして、あとの一課

はそのまま置いておく。次長は二人お

る。この次長の二人を、一人ずつ七つ

なり八つの課の直接責任者にすれば、必ずしも都を置く必要はない、こう考

えますので、從来の部を廃止するとい

う方針と逆行することについて、何か

お考えが変わったと申しますか、これは

どういうお考えでこういうことになつたのか。まあやむを得ないだらうとい

うくらいな、ただ漠然たることでは、どうも私は感心をしないと、こう思つ

のであります、いかがでしようか。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申し

上げますが、この局の中の部をどうす

るかということにつきましては、確かに

、二十七年の国家行政組織法の改正

の場合におきましては、そういう方向

が現われておつたと思うのであります

が、この局の中の部をどうす

るかということにつきましては、確かに

、二十七年の国家行政組織法の改正

興の関係でございましても、輸出保險に関する事務とか、あるいは輸出品の検査に関する事務といふような、このような現業的な事務につきましては、外務省の經濟局とはほとんど重複する点はございません。多少なるその周重複の関係がございますのは、經濟技術協力関係の事務、あるいは海外通商事情の調査、こういう事務でございますが、これらにつきましても、おのづから担当分野を異にいたしておりますので、実質的には補完し合つて円滑にその事務を行なつておるつもりでござい

た。

○田畠金光君 資料をいただきました

ので、この問題問っていた事項については大体了解できるわけであります

が、これに関連いたしまして、まず

二、三、政務次官にお尋ねしたいと思

いますが、今回協定の締結を見ました

ので、この問題問っていた事項について

では大体了解できるわけであります

が、これに関連いたしまして、まず

二、三、政務次官にお尋ねしたいと思

いますが、今回協定の締結を見ました

ので、この問題問いたしました

ことは、特に政府あるいは通産省等

が関与するという点が出てくると思う

のですが、どういふ形で政府機関申しながら、いろいろ今後の通商貿易

関係の内容を見ますと、当然政府機関

が関与するという点が出てくると思う

のですが、どういふ形で政府機関申します最初に伺いたいと思います。

貿易協定につきましては、御承知のよ

うな代表の調印を了したのですが、こ

の正確な点につきましてはまだ詳しく

は承知いたしておりません。私どもといたしましては、日中間の貿易の増大

を願つておるわけでありまして、本協定が実施に移された場合に、この三千五百万ボンドという内容を持つ協定の

実施は、形は民間協定でございましても、輸出の承認の問題、あるいはまた

輸出上の金融の問題等々、いろいろ政府の行政機関の援助といふものが必要になつてくるものと私は思ひのであります。従いまして、通産省といたしま

しては、本協定の実施に当たりましては、今申し上げましたような貿易管理令の運用上の問題あるいは金融上の問題等々につきましては、本協定の趣旨

が、これに關連いたしまして、まず二、三、政務次官にお尋ねしたいと思

いますが、今回協定の締結を見ました

ので、この問題問いたしました

ことは、特に政府あるいは通産省等

が、これに關連いたしまして、まず

二、三、政務次官にお尋ねしたいと思

いますが、今回協定の締結を見ました

ので、この問題問いたしました

ことは、特に政府あるいは通産省等

ても相当程度のこれは人員構成が必要になるであろう、こう見るわけです。

局としては、あるいは政府側としては

こういうような点等について、通産省

と申した方が適当であります。日中

の将来を考へたときに、どういう

程度が必要であり、また、最低

限度のこの貿易関係の仕事を進める上

からいつ必要であるか、どういうふ

うに判断しておられるか、一つ承わり

たいと思います。

○政府委員(小笠公韶君) 第四次日中

貿易協定につきましては、御承知のよ

うな代表の調印を了したのですが、こ

の正確な点につきましてはまだ詳しく

は承知いたしておりません。私どもといたしましては、日中間の貿易の増大

を願つておるわけでありまして、本協定が実施に移された場合に、この三千五百万ボンドという内容を持つ協定の

実施は、形は民間協定でございましても、輸出の承認の問題、あるいはまた

輸出上の金融の問題等々、いろいろ政

府の行政機関の援助といふものが必要になつてくるものと私は思ひのであります。従いまして、通産省といたしま

しては、本協定の実施に当たりましては、今申し上げましたような貿易管理

令の運用上の問題あるいは金融上の問題等々につきましては、本協定の趣旨

が、これに關連いたしまして、まず二、三、政務次官にお尋ねしたいと思

いますが、今回協定の締結を見ました

ので、この問題問いたしました

ことは、特に政府あるいは通産省等

が、これに關連いたしまして、まず

やつていくと、こうしたことになるわ

けですか。

○政府委員(小笠公韶君) そういうこ

とになつております。

○田畠金光君 まあ新聞によると、こ

の間の二月の末でありますか、日中

の将来を考へたときに、どういう

程度が必要であり、また、最低

限度のこの貿易関係の仕事を進める上

からいつ必要であるか、どういうふ

うに判断しておられるか、一つ承わり

たいと思います。

○政府委員(小笠公韶君) 非常にむず

かしい問題であります。調印されま

した協定文の趣旨から考えますと、協

定されました輸出入の額を円滑に遂行

し、今後の彼我の貿易の拡大をはかっ

ていく、こういうことにあるのであり

ますが、第四次協定の額を遂行してい

くに必要な貢献がどの程度であるか、

こういう問題につきましては、政府と

してただいま具体的な腹案は持つてお

りません。なお、将来この実施の段階

に入りますと、関係方面との、特に民

間協定でありますするから、その民間協

定の主体になる方面との連絡もいたし

て、きめて参りたい、こういうふ

うに考えております。

○田畠金光君 この協定の主体であ

りますが、三団体が今回の民間代表とし

て向うに参り、また協定にも調印をし

てきたわけで、結局、今後はこの日中

貿易関係といふのは、この三団体を中心として進めていくことになるわけで

すか。

○田畠金光君 この協定の主體であ

りますが、三団体が今回の民間代表とし

て向うに参り、また協定にも調印をし

てきたわけで、結局、今後はこの日中

貿易関係といふのは、この三団体を中心として進めていくことになるわけで

すか。

○政府委員(小笠公韶君) 三団体が中

心になつていくかということですか。

○田畠金光君 三団体が中心になつて

やついくことになるので、政府はこ

れを予定されておることは御承知の通

りであります。

○政府委員(小笠公韶君) 三団体が中

をさせて帰すということをございまして、これは主として、窓口としては外務省が先方の要求を受け入れまして、そういたしまして通産省の方に連絡をし、通産省は具体的に工場を選定し、あるいは試験所を選定して人を入れていくといらうなことでござります。

派遣指導と申しますのは、先方の需要に応じて内地の技術者を東南アジア等に派遣することをございますが、これも同じように、外務省が窓口になりまして、通産省と協力いたしまして派遣いたしますのでございますが、これにつきましては、今後組織的に数を拡大してこの事業を行いたいというふうに考えておりまして、本年度におきましても予算をふやしまして、これは商工会議所あたりにあらかじめ技術者を登録いたしておきましたして、必要に応じていつでも派遣し得る態勢をとりたいといふに考えておるのでござります。

の方向で一つお聞きを願いたいと申思ふのであります。

○田畠金光君 今問題は、適當な機会に外務省の方にお尋ねすることにしまして、それからもう一つ、「これは問題がまだ大きいのですけれども、これは通産省としても十分考えておられると思うのですが、この東南アジア諸國の外貨不足といふことが強く言われておるわけで、特に原料輸出諸國のこれらの国々にとっては、海外の景気後退でようやく外貨の事情が不足をしておる、こういう状況にあるわけで、従つて、輸出の約三分の一を東南アジア諸国に依存しておる日本としても、これは重要な関心事であると思うのです。従つて、通商振興とか貿易振興と申しましても、東南アジア諸国の外貨不足等を見たとき、貿易上いろいろ政府としても研究を加えられておると、こう考えますが、何か具体的な対策等これを一つ承りたいと思います。

○政府委員(小笠公韶君) 御指摘の通りに、ドルの偏在、特に原料品輸出国であります東南アジア諸國のドル不足といふものは、日本の輸出計画の達成上重大な関心があることは、私も全くそぞうだと思うのであります。で、地域を東南アジアに限りまして見まするときに、この輸出を伸ばしていく上におきましての問題といたしまして、今後どういたしましても延べ払い方式等によるプラン輸出等も、相當日本の国の経済力とこれら合せながら考えなければならぬと思うのであります。また、いわゆる賠償の円滑な実施とこれに伴いまして先方のいわゆる経済開発に寄与していく、こういふよ

うなことを考えて、東南アジアへは通常の物の売り買いといふうな観点をさらに進めて、ある程度延べ払いあるいはいわゆる経済協力といふうなも

のを強めることによって、日本の商品が出していくことを促進していく、こういふ方向に考えて参りたいと思うであります。

○田畠金光君 まあ貿易上の支払い繰り延べ等によつて、これらの諸國の外貨事情の悪化に協力していくこういふ御方針のようであります。これも非常にけつこうなことだと、こう思うのですが、たとえば、先般インドに五千万ドルの借款を貰えた。その後新聞によると、エジプトの方からも国内の経済開発等に関連して、同じ五千万ドルの政治借款の申し入れがあつたとか、

國からも、対インド借款を契機として、いろいろ借款の申し入れがあるといふことは、これから検討する、こうこんな点について、これは通産当局としてはどういうふうにお考えになつておられるわけですか。政府部内の見解

おきたいと思います。○政府委員(小笠公韶君) インドの問題に関する方針の統一がなされておる

ところですが、この問題等は、未解決に残されておるようになります。こういうような見通しで処理がはかられるのか、この辺の事情等を一つ御説明願いたいと思います。

○政府委員(小笠公韶君) アメリカで日本品の輸出品で問題を起しておりますのは、主として中小企業製品が多い

ことはあります。その他の地

の事情等々を考えまして、これとの調整を考えつつ、これらの問題を処理して参らなければならぬと私は思うであります。

○田畠金光君 まあ貿易上の支払い繰り延べ等によつて、これらの諸國の外貨事情の悪化に協力していこうといふ御方針のようであります。これも非常にけつこうなことだと、こう思うのですが、たとえば、先般インドに五千

万ドルの借款を貰えた。その後新聞によると、エジプトの方からも国内の経済開発等に関連して、同じ五千万ドルの政治借款の申し入れがあつたとか、

國からも、対インド借款を契機として、いろいろ借款の申し入れがあるといふことは、これから検討する、こうこんな点について、これは通産当局としてはどういうふうにお考えになつておられるわけですか。政府部内の見解

おきたいと思います。○政府委員(小笠公韶君) インドの問題に関する方針の統一がなされておる

ところですが、この問題等は、未解決に残されておるようになります。こういうような見通しで処理がはかられるのか、この辺の事情等を一つ御説明願いたいと思います。

○政府委員(小笠公韶君) アメリカで日本品の輸出品で問題を起しておりますのは、主として中小企業製品が多い

ことはあります。その他の地

の、おあげになりましたような商品の輸出が、伸びるのが非常に激しく毎年伸びていくといふことが一つと、それともう一つは、量的に伸びると同時に輸出量をふやして、しかも値段はだんだん下げていくのだという態勢に反

応します。もちろん、アメリカに申し入れをどういうふうに処理していくかと、こういう問題について共通的基本的な態度といふものは、まだ話し合いの結論を得ておりません。今後御方針のようであります。もちろん、アメリカに申し入れをどういうふうに処理していくかと、こういう問題について共通的基本的な態度といふものは、まだ話

し合いの結論を得ておりません。今後御方針のようであります。もちろん、アメリカに申し入れをどういうふうに処理していくかと、こういう問題について共通的基本的な態度といふものは、まだ話

し合いの結論を得ておりません。今後御方針のようであります。もちろん、アメリカに申し入れをどういうふうに処理していくかと、こういう問題について共通的基本的な態度といふものは、まだ話

し合いの結論を得ておりません。今後御方針のようであります。もちろん、アメリカに申し入れをどういうふうに処理していくかと、こういう問題について共通的基本的な態度といふものは、まだ話

が伸びてきます。ならば、当然市場の転換といらうものが行われてくると思うのです。今まで主としてアメリカの市場を相手にしていたのが、あるいはアメリカの方からの輸入に仰いでいたのが、大陸関係に依存してくる。こうなってきますと、日本の貿易構造といふものもだんだん移り変つてくるんじゃないのかと、こう考えておりますが、大陸、中共貿易に重点を置くということは、勢い中小企業との問題等において将来問題が起きさせぬか、こういうようなことも考えられるわけであります。こういふような点についてどうお考えでしようか。

いう心配もござりますが、そういううちに貿易の拡大に伴いまして、中共との貿易の話し合いをする場合に、日本の輸出品、民生品を中心とする商品にも、中共側に買ってもらおうように協力をやつていかなければ、日本の中企業の維持振興という点が困難になりはせぬかと私は考えております。

○森中守義君 今の田畠委員の質問では若干違いますが、通産省おいでになつておりますから、テレビのことについて二、三承わっておきたい。

三月の三十一日で、今回のテレビ・チャANNELが予備免許がおります。それで、十月くらいには全国一せいにテレビが国民の前におめみえするわけですが、これに伴つて通産省の方ではテレビ映像機の需給計画、こういうものをお持ちでしょうか、それを承わっておきたいと思います。

○政府委員(齋藤正年君) 実は特にテレビ——今お話しのものは受像機のお話だと思いますが、受像機について特に需給計画というようなものを省内では別に立てはおりませんけれども、現在相当、御存じのように、能力が過剰でございまして、むしろ過剰競争のよくな状態になつておりますので、一般の需要にこたえるために不足を生ずるというようなことは、全然まあ今のところは予想されないとわれわれは考えております。

○森中守義君 これはやはり、一定の計画が私は必要だと思うのですよ。とに日本放送協会と民間放送連合では、年間優秀なテレビの映像機を三五万台ぐらい拡大をしていきたい、という計画を持つておるといふことは、過般の委員会で明確になつてお

○理事(永岡光治君) ちょっとと速記を
とめて下さる。

〔速記中止〕

○理事(永岡光治君) 速記を起して下
さい。

○森中守義君 専門のお方がおいでに
なれば、なわけこうですが、その前
に、政務次官及び官房長の方でこれは
おわかりだと思うのですが、比較的的に
映像機の単価が高い。これを通産省の方
では、原料その他をずっと分析してみ
て、大体国民テレビとでもいべき
低廉なものにする必要があると思うの
ですが、テレビの生産コストは今どう
いうふうな指数を示しておりますか。

○理事(永岡光治君) ちょっとと速記を
とめて。

〔速記中止〕

○理事(永岡光治君) 速記を起して下
さい。

○八木幸吉君 通商局に振興部を設け
るという問題についてお尋ねをいたし
たいと思います。

第一点は、産業デザイン課というの
が新しくできるらしいのであります
が、これは一体どこの人員をどういう
ふうに配置なさるおつもりですか。

○政府委員(齋藤正年君) これは省内
の人のやりくりでやるという考え方で
、新規の増員は今考えておりませ
ん。大体十名前後で創設する予定で

○八木幸吉君 その十名は、どこからどういうふうにおとりになるのです
か。
○政府委員(齋藤正年君) 実はまだど
の局から何名というところまで具体的
には進めてございませんが、現在デザ
インの行政をやっておりますのは、前
に御説明申し上げましたが、本省関係
では、通商局と、それから軽工業局、
織維局でございます。それから外局関
係で、工業技術院と特許庁であります
。中小企業庁であります。その辺か
ら適当な人を少しずつ集めて、大体十
名程度で構成したいというふうに考え
ております。
○八木幸吉君 私、予定がまだてきて
いないと伺って、少しく意外なんです
が、こういったよな振興部を作る。
しかも、五つの課であつて、新しく産
業デザイン課を設けるというようなこ
とを国会に御提案になる以上は、この
課はどこからだれをと——だれと名前
は必要ありませんけれども、何の課は
比較的開放であるとか、この仕事に必
要であるとかといったような、具体案を
やはりお作りになつてお出しになりま
せんと、國民の方では負担の軽減を一
生懸命に考へているのだから、その辺
の配慮が私欠けているのじやないか、
こう思いますが、一言御注意を申し
上げなければならぬと思うのであり
ます。
それはそのくらいにいたしておきま
すが、さて、各課の係員と係長と班長
の内容を、参考のためにちょっとだい
いたしまして、その資料がここにある
わけなんですが、その中で一番驚いた

ことは、係長が百六十九人。つまり係長一
人に係員一人といふような配分になつ
ておりますして、係長と係員は、これは
給与の関係でこういふようなおかしな
ことになつてゐると思うのですが、普
通の概念からいえば、班に五つなら五
つ、六つなら六つの係がある。係の中
には係員が數名おつて、そうしてその
上に係長がおる。そしておののが
公務員の趣旨に従して責任を持たなけ
ればならないといふことでなければな
らぬのに、どうも給料をよけいやうり
といふ考え方から、こういふふうになつ
てゐるのでしようけれども、はなはだ
機構それ自身が不合理だと思う。こう
いふことを私は実は拝見して考えたわ
けなんですが、そこで別にこれに対し
て弁明を求めたところ、始まらぬの
で、私はそれの弁明は求めませんが、
ただ私の申し上げたいことは、この各
係の職務の内容を拝見いたしましたと、
人事と会計の係がおののおの各課に數名
ずついる。

もう少し具体的に申しますと、通商
局の通商政策課といふ中に人事、会計
のことをつかさどつてゐる人が十七名
いる。それから輸出課に三人、予算課
に二人、輸入第一課に四人、輸入第二課
に三人、為替金融課に一人、經濟協力課
に三人、市場第一課に一人、第二課に
三人、第三課に二人、農水産課に三
人、進興課に二人、輸出保険課に四
人、検査課に二人、通商調査課に二人、
合計五十二人おります。それで、私は
この機構の簡素化の面からこれを見ま
すれば、四百四十人余りまあ通商局に
は定員があるのでね。そこで通商政
策課に十七人の会計や人事をつかさど

事務室を統轄してしまえば、そこに十七人おつて、あとの三十五人といふものは、各課に二人、三人くらい、あるいは四人、ばらまくといふことはダブル・システムになる。ですから、金や人事の問題は、通商政策課の人事会計課に行けばすべてわかるということにもなれば、あの三十五人といふのはほかに有用に使えるわけですね。こういったようなことをお考えにならぬに、ただ漫然と輸出振興のためにジエトロの費用が二十億円計上されたというので、振興部を置くのではないかといふ感じが私にはするのです。この部を置く前に機構の合理化という面に十分な注意を払われておらないということが、これをちょっと私が拝見しただけでも実は思われるわけです。これらを整備する前に、産業サービス課を設けて、しかも、その人員はつきりきめず、他の局から集めてきて、人々がいで一つやりましようというごとでは、これは合理的な行政機構であるということは私申し上げられない。

それぞれの各課で直接、たとえば俸給を支払いますとか、あるいは課内の人材をやるということはどういません。これは人事係あるいは会計係で係になっておりますが、要するに課内の庶務を担当する人間ということになります。なからうかと、まあ考えておるので少しでも御必要でございましたら、さぞかしが、なお具体的にその係の内容について調べましてお答えいたします。

○八木幸吉君 私、申し上げるのはでですね、庶務係もありますし、そのほかに総括係といふのがある。仕事の内容を見てみれば同じようなことなんですね。ですから、今おっしゃったように、人事、会計の面では、今私が申し上げたることは意味が違つておるので、通商政策課、ここで一括していらっしゃるといふなら、この事務内容が非常に忙しいようになりますと書いてありますけれども、この人事、会計は抜くのだと、それで庶務係を総括係とは重複していないのだといふならば、重複しないような表にしていただかないと、内容は私知らなくてこの表だけ拝見するわけなんですから。その辺はどうでしょうか。

○政府委員(齋藤正年君) これは実は私もはつきり聞いておりませんので、大へん恐縮でございますが、おつしやる通りだと思いますので、なお調べまして、お答え申し上げますが、大体先ほど申し上げましたように、局の庶務課で全部まとめてやることになつておるのでござります。

それから、さつき御質問の部長の件でござりますが、これは専任を置くために部長を増加していただくようにお願いしているわけでございまして、も

争
「ちろん次長の兼務ではございません。前にも御説明申し上げましたが、何と申しますか、平俗の言葉で言えば、兵隊がたくさん要るといふよりも、現在通商局の仕事がよく動かないというのは、要するにトップ・マネージメントの問題で、そのところがどうも非常におりますて、振興施設の監督指導など、いふ面が十分にいかないので、専任の担当者を置きたいということをございますから、当然まあ専任者を置くつもりでございます。

○理事(永岡光治君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(永岡光治君) 速記を始めて下さい。

○森中守義君 この質問は商工委員会あたりでお尋ねするのが至当かと思いますが、せっかく通産省お見えになつておりますので、この機会にテレビのことを二、三御質問申し上げます。

本年の十月ぐらいから全国一齊に例のチャンネル・プランによりまして、テレビが国民の前におめみえすることは御存じの通りです。これに対応して、通産省の方ではテレビの受像機に対する生産計画をお持ちですか。

○政府委員(岩武照彦君) 白黒のテレビの受像機につきましてのお尋ねでございますが、特別に生産の計画あるいは目標数量を示して行政指導をしておるということはいたしておりませんが、最近の生産状況を見ますと、昨年におきまして六十一万二千台出ております。一月末の聴視者の数——聴視者と申しますとちょっと言葉が違うかも

の契約数は八十一万台でございます。今年は大体七十五万台から八十万台程度生産される見通しでござります。従つて、この十月から年末にかけて計画されておりますローカルなテレビ放送の需要の数量には、大体間に合うんじやないかと思つております。

○森中守義君 今外国から輸入されておる受像機ですね、これはどのくらいになつておりますか。それと、もう一つは、ブラウン管を初めほとんどの部品が完全に国内生産できるのかどうか、一部の部品をアメリカならアメリカ、イギリスならイギリスから輸入に待たなければならぬものかどうか、この二つを答えて下さい。

○政府委員(岩武照彦君) 白黒のテレビの受像機は輸入しておりません。国産で十分できます。それからブラウン管も、今完全に国産ができるております。ただ特殊のこまかい部品の材料等におきまして、あるいは一部原料の形で輸入しておるものもあるかもしませんが、これは金額的にはそう大したものではございませんです。それから放送の方の、出す方の施設におきましては、これは遺憾ながら完全国産と参りませんで、一部の施設あるいは中継の装置等につきまして、大きな金額ではございませんけれど、やはり輸入しなければならぬものがあるようであります。外貨予算の苦しい中でございますが、極力切り詰めまして輸入の取り組みをしておるような次第でございま

ぐつと割りまして、一種の投げ売り的なものすごい販売戦が行わられておりま
すね。だから、そういう割安のものが勢い悪質な品物だとは言い切れないかもわかりませんが、こういう何とはなしに不統制なままに、こういう時期をねらって激烈な販売戦が展開されるおのづかですが、こういうことは、言つてしまえば、通産省における野放し生産というふうな印象を私どもは強く受けた。これを現状のままいいのか、そういう点については通産省はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(岩武照彦君) 價格の問題は、これはテレビが始まりましてから何方年になりますか、五年か六年になりますが、ずっと下つて参つております。当時のよろな一インチが二万円以上もするといふようなことは、現在ございません。大体五千円程度、あるいはそれを下回つておるものもかなりあります。

それで、値段と品質の関係につきましては、あまりはつきりした現状把握ができておりません。それは御承知のように、問屋段階あるいは小売段階から、自分のところの販売のマージンを犠牲にしまして換金売りしているといふような実態もござりまするし、あるいは中古品といつては言葉がからまた、そういうものが市中の手を回りまして、何といいますか、無保証のよう形で出でておるものもありまするまして、実はその辺のところは、われわれとしましても実情把握の困難をきめておるのでござります。販売の方法等につきまして、足並みをそろえる

か、いろいろな販売系統の問題、あるいは品質の問題等もございまして、われわれとしても、あまりむちやくぢやな競争で、かえって品物の品質が落ちるということでは困りますが、今はむしろメーカーものは、品質はそら倉出しのときには悪いものはないかと思つております。途中でいろいろな形でそれが、保証がなくなつたりし、あるいは中古品に化けたり、ということがあるのでございますが、いろいろ販売価格等につきましては、むしろあまり役所が画一的な行政指導はしない方がいいのではないかと実は思つております。できるだけ競争して、まあ安くしてもらいたいものだと、こういうふうに考えております。

はメーカーのそれぞれの生産状況に応じて、ある種の野放し的な状態のようですが、これをもう少し、放送協会で大をしていく、国民文化の向上をはかつていくと、こういうような考え方を立てたのが、私は放送事業に対する政府ながら、年間にこの程度の受像機の拡大をしていく、と思いついて政務次官、どういう立場にお考えでございましょうか。

とにかく考えてみますと、中小企業者の負担において乱戻戦が繰り返されてもある面もあるのであります。私は、はだれの負担においてやつておるか、どう考へてみますと、自由公正競争の域を越えた競争態勢に對しましては、もう少し秩序を立てていくという必要があるのではないかと考えるのであります。その秩序立った販売の体系を保つのにどうしていくか、これは販売業者の自主的な、いわゆる自覺にも待たなければなりませんし、御指摘のような関係方面との協力のもとにおいて、その販売にある程度の秩序を立てていくといふ方向に持っていくことが健全なテレビの普及になる、こういうふうに考えます。

物品税は軽減しなければならぬといふ見解のよう
な事であります。しかし、私は、すでに十月とい
う大事な時期を控えて、問題は具体的
でなければならぬと思うんです。従つ
て、次の特別国会なり何なりにこの物
品税の改正をはかる、あるいはまた先
刻局長の答弁によれば、七十五万、八
十一万という現代の視聴者の数が示さ
れておりますが、これは国民総数の比
率からいっても、世帯数の比率から
いっても、全くお話しになりません。要
するに、この税金の問題は、先刻政務
次官も言われたように、一種の奢侈品
的な解説を政府がお持ちであつたところに、大きな私は欠陥があつたと思いま
す。従つて、すみやかに通産省の方で
はこの物品税の軽減をはかる、むしろ
私は無税であるくらいの考え方にして
のが放送文化を向上せしめていく大き
な原因にもなるうかと思ひのですが、
これを一つ明確にここで説明をしてく
らいたいと思います。

それと、先刻申し上げたように、日
本放送協会や、あるいは民放連あたり
では、所定の年間におけるテレビの拡
大計画を持つておるようです。その拡
大計画も必ずしも当を得たものかどうか
は、多分に問題の余地が残されており
ますが、いやしくもテレビが国民のもの
である限り、電波が国民のものであ
る限り、もう少しあべての国民に電波
の恩恵を与えるように、まずは受像機
に出発しなければなりません。それ
で、三十三年度においてはどの程度、
三十四年度においてはどの程度とい
う、所定の生産計画も私は当然必要で
あらうと思うのですが、この点につ

○政府委員(小笠公詮君) 第一点は、物品税の軽減の問題であります。物品税の軽減の問題につきましては、私の考え方は先ほど申し上げた通りであります。従来の物品税の改正のとき等に際しましても、部内におきまして私はそういう意見を持つて今日に来ておるのであります。今後、お示しのよろに、十月一日という目標がござりますので、この物品税の引き下げという問題について私は努力いたしたい、こう考えております。もちろん、政府部内、大蔵当局も関係がございましょうが、その方向にぜひ進めて参りたいと私は考えております。

第二点は、生産計画を作つていった方がいいのじやないか、こういうお話をձりますが、私は、この点につきましては、計画という言葉が適当かどうか、一つの需給の見通しを立てて、そしてそれに伴つて生産を指導していくという形は少くともとつた方がいいと、こういふふうに考えております。

○政府委員(岩武照彦君) 先ほど八十萬の契約者が世帯数の何%に当るかというお話をございました。日本の世帯数は大体千六百万世帯といわれておるのが常識のようでございます。大体五%くらいになるわけでございます。それから、テレビのメーカーの正確なコストを次回に出してくれといふお話をございましたが、現在われわれの方ではコストを調べておりません。特別にそういうことをする権限もございませんし、そういうデータをとつたこ

ともございません。まあ世間でいわれ
るところはこんな見当かなといふ程度
のことしか、現在申し上げるだけの資
料を持ち合せておりません。お話をご
ざいますが、どうも次回にそり正確な
コストを差し出すわけには参らぬと思
います。

○新中守義君 少し堂々めぐりするようですが、やはりテレビに対してももう少し政府全体の責任において一考を要するにほかならないと思うのです。これはもちろん、あなた方に申し上げるのは若干筋違いであるかと思いますが、やはりテレビに対するはもう少し機を設置することに制限を加えておることにはかるうか。ことに小、中学校のは若干筋違いであるかと思いますが、これの教材に今使われておりますが、これすらも一学校に一台はまだついていません。文部省の計画あたりからいければ、入学級に一台、こういうことを先生も、入学級に一台ということであれは、問題にならない。しかるがゆえん。しかし公共の施設には政府の保障のもとに設置できるようなことも当然考えてしかるべきであろうし、また世帯戸数の5%をすでに占めておるとお話しですが、なるほど数字はそういうお話を聞くと、なるほど無税にするか、あかもわかりませんが、まだまだそういうことは極度に切り下げるということでありこの税金の問題は、できるだけするやかな機会にこれを無税にするか、あるいは明確に約束してもらいたいと思うのです。大蔵省の関係もありましようけれども、ここへ七十五万、八十一万

という数字が出て、この台数は一休三〇%あるいは一七%、二〇%という税金をかけて、どの程度の国庫の収入になるのか。これは私は国全体の収入の面からいえば、ごくわずかなものだと思う。これによつて国の財政が左右されるということは、もちろん考えられないし、奢侈品という見解を捨てて、国民必需品という考ふるものとに、ぜひ政務次官の方ですみやかなる機会に、無税にするか、あるいは極度に形だけの税金にするか、こういう約束をいただけないかと思うのですが、どういうことになりますか。

○森中守義君 だから、正確な約束をいたしました。そのといたしましては、物品税といふものをできるだけ軽減したい、やめられないといふのがほんとうの私のもの腹であります。この一環として、もう、そういう方向に持っていくと、ふうに私は考えております。

○森中守義君 いうことはむずかしいということを、書つておるので、考えがそうであれば、通産当局としては、大蔵省なりに、ぜひこういう意見でいきたいといふようなことは、通産省独自の見解として私は持てると思うのですよ。だぶから、そういう用意をされるのかどうか、ということを聞いておる。

○政府委員(小笠公郎君) 非常に腹を割つたよりな御意見でありますて、通産当局といつてしまして、下げるということについては、もちろん問題はないと思うのです。ただ、御承知のよくな状況で、いわゆる手続を経て決定されるのでありますから、われわれ通産当局の意見が即結果に実るというわけでもございませんので、その方向に努力をされると、こういう言葉を実は使つたのであります。

○森中守義君 もう一つ、この問題で最後にお尋ねしておきますが、先刻局長の話ですと、なかなか正確な生産コストを調査することは困難である、こういふ答弁でありました。しかし私は、通産省が持つておる権限というものは、あるいはまたその仕事というものは、いわゆるばらばらになつておるものにバランスをとるということは、当然これはあり得ることだと思うので

あります。また、そななくちやならぬと思ふのです。それで、先刻政務次官の答弁の中にもありましたように、へ日の中小企業を犠牲にした販売戦が行はれておるということであれば、なまさら私はこれは放任できない、こう申す。それで、何も大メーカーを基準にして生産コストをきめるとか、あるいは販売価格をきめるとか意味ではちりません。要するに、税金を下げるということ、あるいはもう少し光明にしてそういうことを考えて参りますと、中小企業はとんでもないことになるのですが、やはり問題になりますのは、いかにして国民の需要に完全にこなえていくかということが、生産の私どもは当面する本旨でなければならぬと思ふいますから、こういふ野放しの生産からもう少し計画的な量産の時代を迎えていいのじやないかと思うのです。そういうことで、もう少し具体的にこのテレビの生産について計画をこれから先お持ちになる考え方があるかどうか、それを聞かしておいて下さい。

でやつておりますすような計画的な生産並びに配分ということは、とうていできませんが、先ほど来申しましたように、現在の生産の状況から申しますれば、この年内の民放の放送開始には十分受像機を立てまして参るわけでございますしを立てまして参るわけでございますが、先ほど来申しましたように、現在の生産の状況から申しますれば、この間に合うだらう、こういうことを申し上げておきます。

○政府委員(岩武照彦君) 販売面の問題は、先ほど政務次官から申し上げましたように、ある程度むちやくぢやな組織で売るかということにつきましては、いろいろ問題もあると思いますので、先ほど申しましたように、この問題はもう少し掘り下げて検討する必要があると思っております。メーカーの方の段階、これは私申しましたように、自由に競争をして安くさした方がいいと思つております。

それから量の方でございますが、これはつきり申しまして、聴視者が毎年一休どれぐらいふえるだろかといふ点の検討は、テレビの免許の方のいろいろな予想があるかもしませんが、これは免許を受ける方の見方であります。その数字は、実は私も集計したものは承知しております。けれども、申しましたように、現在の生産の状況から申しますれば、今年の暮あたりまでの放送開始には十分間に合うだろ。もちろん、一ぺんに聽視者があふれても何とも申し上げられない次第であります。その数字は、実は私も集計したものは承知しております。けれども、申しましたように、現在の生産のベスであれば、何といいますか、受像機によるコスト低下ということが一番避けであります。あとは値段の方の問題、これもメーカー関係は、これは物税問題でございますが、同時に競争によるコスト低下ということが一番過切であろうと思ひます。

○伊藤顯道君 時間の関係で、質問は留保して、資料の提出をお願いしたいと思うのですが、通産省に航空機製造の許可の権限があると思うのですが、そこで民間機と軍用機別に、まず種類別、年度別、製造会社別、数量、こういう一覧表をほしいと思うのですが。

○政府委員(齋藤正年君) ちょっとお伺いしますが、製造年度別の生産の数字をお出しするのでございますか、型式別の……。

○伊藤顯道君 そうです。それと、同じく武器製造事業の許可権もあるだらうと思うのですね。従つて、それに伴う今申し上げたように種類別、年度別にして、また会社名、製造量ですね。そういう一覧表を二つお願ひしたいと思います。以上、二件について。

○島村重次君 さつきの物品税の問題で、税法によりますと、第二種の内類に属しておるのだろうと思いまますがね。そこで、簡単な質問ですが、販売価格第二種の物品では、製造移出するときの物品の価格とする、こうあります。これは通産省の所管ではないと思いますが、大蔵省の所管ですが、いろいろさつき、その原価はわしの方ではあります。これは大蔵省の所管ではないと思ふが、大蔵省の課税標準には、そういうことは製造移出するときの物品の価格。だから、それを押さえればいい當然これは、物品税の課税標準には、そもそも、大蔵省の物品課税をやるときには当然調べておられると思うのですがね。そういうことはどうなんですか。私もしますから、よくわかりませんが。

○農村單次君　閑連質問ですがね、物品製造そのものは通産省所管、その他省令とかということは通産省の所管でしようが、大体テレビといふもの所管はこれは郵政省ですか、そういうふうなことに属するのだろうと思うのですが、これはまあ放送局の設置だけでもしませんが、そこで、ただいまの物品税の軽減の問題は、これは大蔵省、それからあるいは郵政省及び通産省ですが、むしろ森中委員の物品のお話を契機として、今後における三者の話し合いを十分されまして、従つて、原価計算はちょっと僕の方ではわからぬぞ、通産省の方でわからぬというごとではなくして、そういう振り下げたところから一つ検討を加えることが、やがて物品税軽減の一つの大きな基礎になると思うので、これは希望を申し上げておきますが、政務次官は大いに検討するというお話をですから、担当局は重工業局か知りませんが、担当局長のこういう問題には一つ大いに努力されるということを希望申し上げておきます。

そこで問題は、お話をありましたように、全面無税になりますれば、これは一番問題ないわけがありますが、どうまあ十四インチあたりのものから小さいものを無税という問題を検討しておる。ところが、先ほど申しましたように、庫出価格でかかるものでございまから、末端に行きまして、せっかく免稅して安くしたものが課稅されたものとの比較で高く売れ——高くといふが非常に実はむずかしい問題になつて参りまして、免稅の問題とあわせまして、そういう販売上のやり方の問題も仕組みを一体どうしたものかという点と一緒に検討しております。実はかなり検討しておりますが、結論を得ませんが、その問題は一緒に検討したいと思います。そうしませんと、せっかく免稅いたしましても、買う方までその恩恵が及ばぬということでは困りますので、あわせて検討しております。御了承願いたいと思います。

あたりで検討されて、十四インチに幾ら、七インチは幾らといふ、一定の標準価格を作つてもらうことだらうと思う。それで価格に合せていきますと、たとえば非常に悪質なものが乱売の結果出てきますよ。そうなると、通信機器の検定といふのは、これは郵政省の所管であったかと思いますが、通産省の方でもやはり一定の検定はおやりになると思うのですね。せっかく買つて、見えなかつた、すぐこわれてしまふということでは、工合が悪いと思ひますから、だから、無理のこないような一つの標準価格を作つてもらうことが先決問題じゃないかと思うのですね。そういうことで、今島村委員の言われました関係各省の協議の中に、ぜひ相談をしてもらいたいと思うのです。

そういうことで、もう一人次長なり部長なりを置きたい、こういうことからスタートしたわけでございます。それで、この点につきましては、たしか前回御説明をいたしましたが、次長をもう一人ふやすという考え方もあります。それから、お話をの通りに、現在の次長を全部部長に変えまして、それで三部長制にしていくということも、これも考えられる案でござります。しかし、この通商局の次長につきましては、前回も説明したかと思ひますが、たとえば市場課というものが三課ございますが、市場課をどちらに入れるとかということございます。現在両次長の分担は大体、片一方は総括関係、片一方が輸出を担当するというごとにきめでござりますが、今の市場課を例にとりますと、市場課は輸出関係の仕事も輸入関係の仕事もやつておるわけでございまして、部に分ける場合には実は分けようがないわけでござります。そういうわけで、現在の次長と申しますか、輸出振興事務を除きますと、これはどうしてもやはり両方の次長の指揮命令を受けるような形に實際上ならざるを得ないとこうございまして、結局三部長制度にはそういう面からとりにくいと考えたわけでございます。

のことを取り扱う、いろいろなことを規定されております。それから為替金融課におきましても、たとえば総括では通商に伴う外國為替及び金融に関する政策の企画立案に当る、あるいは輸出金融係では通商金融の総括に関することを所掌する、あるいは輸出金融の調査もやるといふことがきめられております。さらに、この三つある市場課になりますと、その企画係でも通商に関する調査の総括といふようなことが、市場第一課の所掌事務にいたわられております。市場第二課でも、第三課でも、おのおの地域的に同様なことを調べることになつております。さらに、通商調査課の通商調査班では、第一の係が外國經濟の現状を分析する、第二の係では外國經濟の動向を調査をする、第三の係では外國の通商政策その他の經濟政策の調査をする。あるいはまた貿易分析係では世界貿易の構造の調査をする、わが國の貿易の分析をする。こういう項目を見てみると、どれもが輸出振興に非常に密接な関係があらざるはなしで、むしろ今度の振興部に入れようということは、検査だとか保険だとかといふ、ただ手続といいますか、それと宣伝だけであつて、どういふ方面に輸出を振興するという基礎調査はむしろ除外されておる。でありますから、これは通商局そのものの局長がこの点に重点を置いて、十五の各課の調査を適当にあんぱいして、そうして全体として輸出振興を強力に推進していくといふ方が、むしろこういふ一つのセクションを設けるよりも、目的を達する上において便利ではないか、こういうように考えるのでありますか。その点はいかがですか。

○政府委員(齋藤正年君)　輸出振興
いう仕事を全分野について考えます
ば、これはもちろんお話を通りであります
まして、単に通商局だけではござい
ませんで、むしろ通産省全部が輸出振興
というものを第一の任務にして現
やつておるわけでございます。ただ
振興部で所掌いたしますのは、輸出
興についての仕事で、団体の監督で
ざいますとか、保険とか、検査とか
施設関係の仕事を所掌する。そのほ
に経済協力というような一般の貿易
は全く離れた形態の仕事を、あわせ
ここでやつてもらねうというわけで
りまして、そういうた輸出振興のと
で、貿易政策、あるいは貿易管理に關
係のある部分は、これは当然もうこの
振興部の所掌ではございませんで、さ
うわけで、振興部を独立いたしました
たのは、実は貿易政策なりあるいは
易管理なりの方面が非常に問題が多い
ものでありますから、両次長とともに
あるいは業務の改善と、いう面が、ど
しても手おくれにならざるを得ないとい
う状況でござりますので、その方面に
よりして能率を上げるようにしたい
と、こういう考え方でございまして、
一般貿易振興の大部分はもちろん通商
局の一般の仕事として、この振興部の
仕事とは別に処理されるわけでござ
ります。

○八木幸吉君 今伺つておりますと、この振興部に五つの課をまとめれば非常にまとまりがよい、どうような、俗な言葉で言えば、そういうふうなお考えのようでありますと、そこでもう一点伺いたいのですが、四百四十一人の通商局の定員の中で、約百三十人で振興部を作る、ただし、そのうちの産業デザイン課は数名はほかからも来るかも知れないということになると、あの三百二十名内外というものは課でばらばらになつておるけれども、それはもうそれよりほか仕方がないと、局長が一生懸命それを監督するのだと、こういふお考えですか。もつと言葉をかえていえば、あとの一課は割合に部にまとめてよにもまとまるることもむずかしいし、また、そらむちやくちやに部をふやすことにも相当議論があるだらうから、十一の課は局長直轄で、人數にすれば三百二十人内外であるが、まとめていこうと、この現状でいこうと、こういうお考えでありますか。

○政府委員(齋藤正年君) これはお話を通りでござります。先ほどお話しのように、部に分けますと、結局、部長が自分の仕事をやっていく場合に、自分分の課を、たとえば輸出関係でありますと、市場の三課といふものを輸出と輸入に分けなければならぬといふようなことに、極端にいえばなる。ところが、市場課の仕事は、御承知のように、通商協定の仕事が中心でございますが、輸出と輸入と両方見ておらなければ協定になりませんので、輸出、輸入に市場三課を分けるといふことも、事実上不可能でございますし、それから為替金融課も、輸出金融と輸入金融と分けるといふことも、また事実問題

として不可能でございますので、次長が両方全部の課を見て局長を補佐するという形でやるより仕方はないと現状であります。

○理事(永岡光治君) 他に御発言もなければ、本案につきましては本日はこの程度にとどめまして、本日はこれにて散会いたします。

生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルモノアルトキハ同項ノ未成年ノ子ト合シテ四人ヲ超エザル員数ヲ限り之ヲ扶養家族トス

第一項ノ場合ニ於テ増加恩給ヲ受ク者ノ不具殊疾ノ程度特別項症乃至第二項症ニ該当スルトキハ二万四千円ヲ増加恩給ノ年額三加給ス

第六十五条ノ二第一項中「退職時ノ俸給年額及」を削り、同条第二項を削る。

別表第二号表及び第三号表を次のように改める。

附則第十四条第三号中「百五十分の三・五」を「百五十分の四・五」に、「百五十分の二十五」を「百五十分の二十二」に改める。
附則第十六条第二項中「退職當時の俸給年額及び」を削る。
附則第十八条第一項中「この法律施行の目的」の下に「(この法律施行後給与事由が生じたときは、その給与事由発生の日)」を、「この法律施行の際の下に」(この法律施行

（二）第二項の規定により準用される場合を含む）の規定の例により、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属に給する増加恩給又は傷病年金を給し、又は改定する場合においては、当該恩給の給与の始期は、これらの規定にかかわらず、恩給審査会の議決によりその議決をする月以前の月とすることができる。

不具廢疾ノ程度		第一項症ノ金額	其ノ十分ノ五以内ノ金額	特 别 項 症	第一項症
		(ヲ加ヘタル金額)			
傷病ノ程度	金額				
第一款症		一三九、〇〇〇円			
第二款症		一二一、〇〇〇円			
第三款症		七七、〇〇〇円			
第四項症		四三、〇〇〇円			
第五項症		三三、〇〇〇円			
第六項症					
第五款症		八〇、〇〇〇円			
第四款症		九六、〇〇〇円			
第三款症		一二二、〇〇〇円			
第二款症		一二八、〇〇〇円			
第一款症		一六〇、〇〇〇円			

附則第二十二条第一項中「退職時の俸給年額及び傷病の程度により定めた附則別表第四」を「傷病の程度により定めた附則別表第五」に改め、同項及び同条第二項中「の規定により普通恩給」を「又は第二十四条の四の規定により普通恩給」に改め、同条第三項中「第六十五条第二項及び第三項並びに第六十五条ノ一第三項」に、「第六十五条第二項から第五項まで」に改め、同条の次に次の一条を加え。

附則第二十四条の三中「在職年
が」を「実在職年が」に改め、「ただ
し」の下に、その年月数を拘禁前
の公務員としての実在職年に加え
たものが」を加える。
附則第二十四条の三の次に次の
二条を加える。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のとおりに改正する。
附則第五条第一項中「第六十五条ノ二(第三項を除く。)」を「第六十五条ノ二第一項」に改める。

普通恩給についての最短恩給年

ととなる者が、同一の公務員に
係る一時恩給又は一時扶助料で

規定する扶助料の年額は、同条

附則別表第一から第五までを次のように改める。

卷之三

限に達することとなる公務員又

昭和二十八年八月一日以後に給

同項第一号の規定による金額に退職当時の階級により定めた附

附則別表第

階級	軍定俸給年額
大將	七二六、〇〇〇内
中將	五七三、六〇〇
少將	四三〇、八〇〇
大佐	三七五、一〇〇
中佐	三五六、六〇〇
少佐	二八六、二〇〇
大尉	二三六、三〇〇
中尉	一八一、九〇〇
少尉	一六〇、七〇〇
准士官	一三九、二〇〇
曹長又は上等兵曹	一一一、六〇〇
軍曹又は一等兵曹	一〇四、四〇〇
伍長又は二等兵曹	一〇〇、八〇〇
兵	九〇、〇〇〇

附則別表第一

附則別表第三

曹長又は上等兵曹
軍曹又は一等兵曹
伍長又は二等兵曹
兵

(1)

傷病の程度	金額
第一目症	四八、〇〇〇円
第二目症	三三、〇〇〇円

(4) 恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料の場合

(四) 恩給法第七十五条第一項第三号に規定する扶助料の場合

階級	大佐	大尉	少佐	中佐	准士官	曹長	軍曹	伍長
率	二三〇 <small>割</small>	一四三 <small>割</small>	一五〇 <small>割</small>	一五七 <small>割</small>	一六三 <small>割</small>	一九三 <small>割</small>	一九八 <small>割</small>	三三〇 <small>割</small>
	一四三 <small>割</small>	一五七 <small>割</small>	一六三 <small>割</small>	一九三 <small>割</small>	一九八 <small>割</small>	二等	兵	
備考	各階級は、これに相当するものを含むものとする。							

附則別表第四

傷病の程度	年齢	額
第七項症		一一〇〇〇円
第一款症		二三〇〇〇円
第二款症		一九〇〇〇円
第三款症		一七〇〇〇円
第四款症		一四〇〇〇円

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の八に相当する金額とする。

(昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の一部改正)

第三条 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 第二項中「恩給法の規定により旧軍人等の遺族に給する恩給の金額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき俸給年額」を「退職当時の階級」に改める。

別表を次のように改める。

別表

階級	大佐	大尉	少佐	中佐	准士官	曹長	軍曹	伍長
率	一〇〇 <small>割</small>	一二五 <small>割</small>	一五五 <small>割</small>	一五五 <small>割</small>	一八三 <small>割</small>	一九〇 <small>割</small>	一九八 <small>割</small>	三三〇 <small>割</small>
	一二五 <small>割</small>	一五五 <small>割</small>	一五五 <small>割</small>	一八三 <small>割</small>	一九〇 <small>割</small>	一九八 <small>割</small>	二等	兵
備考	各階級は、これに相当するものを含むものとする。							

附則

(施行期日)

第一条 この法律中、次の各号に掲げる規定はそれぞれ当該各号に掲げる日から、その他の規定はこの法律の公布の日から施行する。

第一条中恩給法第五十八条第一項ノ四第一項、第一五八条ノ五、第六十五条及び別表第二号表の改正規定

第二条中恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年十一月三十日附則第百五十五号)といふ。附則第十四条第三号、

附則第十八条第二項、附則第二十二条第一項中附則別表第四に係る部分、同条第三項、附則第二十七条及び附則第三十一条並びに附則

別表第一、第三及び第四の改正規定
第四条、附則第四条から附則第九条まで、附則第十二条、附則第十三条、附則第十五条、附則第十六条、附則第十九条、附則第二十条、附則第十六条、附則第十九条、附則第二十条及び附則別表第一から第五まで

附則第十二条、附則第十三条、附則第十五条、附則第十六条、附則第十九条、附則第二十条及び附則別表第一から第五まで

昭和三十三年十月一日

二 第一条中恩給法第六十五条ノ二及び同法別表第三号表の改正規定

第二条中法律第百五十五号附則第五条第一項、附則第十六条第二項、附則第二十二条第一項中附則別表第五に係る部分並びに附則別

表第二号及び第三号に掲げる普通恩給及び扶助料(以下「普通恩給及び扶助料」という。)については同月分以降、その他の扶助料については昭和三十三年十月分以降、その年額の改定する。ただし、その年額の改定する。ただし、その年額の改定する。

第一号に規定する扶助料(以下「普通扶助料」という。)については同年月分以降、その他の扶助料については昭和三十三年十月分以降、その年額の改定する。ただし、その年額の改定する。

第二号及び第三号に掲げる普通恩給及び扶助料(以下「年金恩給」という。)については、この限りでない。

第二号及び第三号に掲げる普通恩給及び扶助料(以下「年金恩給」という。)については、この限りでない。

第二条 臨時恩給等調査会設置法の廃止

(昭和三十二年法律第百二号)は、廃止する。

第三条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中臨時恩給等調査会の項を削る。

(文官等の恩給年額の改定)

第四条 昭和二十八年十一月三十日以前に退職し、又は死亡した公務員(法律第百五十五号附則第十一条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。)又は公務員に準ずる者(法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧準軍人(以下「旧準軍人」という。)については、昭和三十五年七月分以降、これら者の遺族に給する扶助料のうち、恩給法第七十五条第一項

第一号に規定する扶助料(以下「普通扶助料」という。)については同年月分以降、その他の扶助料については昭和三十三年十月分以降、その年額の改定する。

第二号及び第三号に掲げる普通扶助料(以下「年金扶助料」という。)については、この限りでない。

第二号及び第三号に掲げる普通扶助料(以下「年金扶助料」という。)については、この限りでない。

昭和三十五年七月一日

第三条及び附則第十四条

昭和三十四年七月一日

附則第十二条及び附則第十三条

第三条第二項中法律第百五十五号附則第二十四条

の三の改正規定

の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出する場合においては、法律第百五十号に掲げる年額を算出する場合においては、法律第百五十号

2 前項各号に掲げる年額を算出する場合においては、法律第百五十号

二 昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律(昭和二十八年法律第百五十七号)以下「法律第百五十七号」という。)第一項第二号に掲げるもの又は特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定による俸給を受けた者で昭和二十七年十一月一日以後に退職し、若しくは死亡したもの若しくはその遺族に給付する年金恩給については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額として得た年額

前項各号に掲げる年額を算出する場合においては、法律第百五十号

五号附則第十八条第二項又は同法附則第三十一条の規定による普通恩給については改定後のこれらの規定を適用し、同法附則第二十三条の普通恩給については改定後の規定を適用して算出する。同法附則第三十一条の規定を準用し、扶助料については恩給法第七十五条の規定を適用して算出するものとする。ただし、その年額の計算の基礎となつている俸給年額に対応する仮定俸給年額が十五万七千二百円をこえる扶助料については、同法の規定にかかわらず、同法第一項第二号又は第三号に規定する率は、附則別表第四又は第五の率によるものとする。

3 第一項の場合において、改定年額が改定前の年額に達しないときは、改定前の年額をもつて改定年額とする。

第五条 前条の規定により、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた法律第百五十五号による扶助料で、その年額の計算の基礎となつている俸給年額が七万九千八百円未満のものの年額を改定する場合においては、当該俸給年額は、七万九千八百円とみなす。

第六条 附則第四条第一項中「昭和二十七年十一月一日以後に退職し、若しくは死亡したもの若しくはその遺族に給する年金恩給については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にこれらの者の遺族を除く」で、改定年額と改定前の年額との差額の五分の五を停止する。

第八条 附則第四条の規定により年額を改定された普通扶助料以外の扶助料は、昭和三十五年六月分まで改定年額と改定前の年額との差額の十分の五を停止する。

(公務傷病恩給年額の改定等)

第九条 恩給法第六十五条の改正規定の施行の際現に増加恩給(第七五項の増加恩給を除く。)を受けて

までの間に六十五歳に満ちるものについては、「六十五歳に満ちた日の属する月の翌月分以降」と読み替えて、同条の規定を適用するものとする。この場合において、普通扶助料を受ける者が二人あつて、かつ、その二人が普通扶助料を受けているときは、そのうちの年長者が六十五歳に満ちた月をもつて、その二人が六十五歳に満ちた月とみなす。

2 前項の規定により年額を改定された普通恩給及び普通扶助料は、昭和三十五年六月分まで、改定年額の改定前の年額との差額の十分の五を停止する。

3 第一項の場合において、改定年額が改定前の年額に達しないときは、改定前の年額をもつて改定年額とする。

第五条 前条の規定により、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた法律第百五十五号による扶助料を改定する場合において、扶助料を受ける者並びに扶助料を受ける妻及び子を除く。)については、その者が六十歳に満ちる月までは、改定年額と改定前の年額との差額を停止する。この場合において、扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者が六十歳に満ちる月をもつて、その二人が六十歳に満ちる月とみなす。

第六条 附則第四条第一項中「昭和三十五年七月分以降」とあるのは、普通恩給又は普通扶助料を受ける者(旧軍人及び旧準軍人並びの仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出する場合においては、法律第百五十号に掲げる年額を算出する場合においては、法律第百五十号

いる者については、昭和三十三年十月一日前に給与事由の生じた第七項症の増加恩給(同年九月分までの年額の計算に除く。)を、改定後の同法別表第二号表による年額に改定する。ただし、改定後の同法別表第二号表による年額が從前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

2 昭和三十三年十月一日前に給与事由の生じた増加恩給(第七項症の増加恩給を除く。)の同年九月分までの年額の計算については、同法別表第二号表による年額が從前の年額に達しない者については、昭和三十四年七月分以後も、なお従前の例による。改定後の恩給法第六十五条第六項の規定による加給は昭和三十三年十月分から、改定後の同法第四項及び第五項(法律第百五十五号附則第二十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による加給は昭和三十四年一月分から行う。

3 改正後の恩給法第六十五条第六項及び第五項(法律第百五十五号附則第二十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による加給は昭和三十四年七月一日前に給与事由の生じた傷病年金の同年六月分までの年額の計算については、同日以後も、なお従前の例によ

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十三条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は普通扶助料を受ける者については、昭和三十五年七月分以後、その年額を、改定後の法律第一百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改定後の同法附則別表第四に係る部分の改正規定の施行の際現に第七項症の増加恩給を受けている者については、昭和三十三年十月分以後、その年額を改定された普通扶助料以外の扶助料は、昭和三十五年六月分まで改定年額と改定前の年額との差額の十分の五を停止する。

(公務傷病恩給年額の改定等)

第九条 恩給法第六十五条の改正規定の施行の際現に増加恩給(第七五項の増加恩給を除く。)を、改定後の法律第一百五十五号附則別表第四の年額に改定する。ただし、改定後の同法附則別表第四の年額が從前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

2 昭和三十三年十月一日において六十五歳に満ちているものについては、昭和三十三年十月分以降」と、同日後昭和三十五年五月三十一日

までの間に六十五歳に満ちるものについては、「六十五歳に満ちた日の属する月の翌月分以降」と読み替えて、同条の規定を適用するものとする。この場合において、普通扶助料を受ける者が二人あつて、かつ、その二人が普通扶助料を受けているときは、そのうちの年長者が六十五歳に満ちた月をもつて、その二人が六十五歳に満ちた月とみなす。

2 前項の規定により年額を改定された普通恩給及び普通扶助料は、昭和三十五年六月分まで、改定年額の改定前の年額との差額の十分の五を停止する。

3 第二条 第二条中法律第一百五十五号附則第二十二条第一項中同法附則第五の年額が從前の年額(同法別表第五に係る部分の改正規定の施行の際現に傷病年金を受けている者については、昭和三十四年七月分以後も、なお従前の例による。改定後の恩給法第六十五条第六項及び第五項(法律第百五十五号附則第二十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による加給は昭和三十四年七月一日前に給与事由の生じた傷病年金の同年六月分までの年額の計算については、同日以後も、なお従前の例によ

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十三条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は普通扶助料を受ける者については、昭和三十五年七月分以後、その年額を、改定後の法律第一百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改定後の同法附則別表第四に係る部分の改正規定の施行の際現に第七項症の増加恩給を受けている者については、昭和三十三年十月分以後、その年額を改定された普通扶助料以外の扶助料は、昭和三十五年六月分まで改定年額と改定前の年額との差額の十分の五を停止する。

(公務傷病恩給年額の改定等)

第九条 恩給法第六十五条の改正規定の施行の際現に増加恩給(第七五項の増加恩給を除く。)を、改定後の法律第一百五十五号附則別表第四の年額に改定する。ただし、改定後の同法附則別表第四の年額が從前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

附則別表第二

恩給年額計算の基礎となる付帯年額	仮定俸給年額
二〇四、〇〇〇	三二八、〇〇〇
二四〇、〇〇〇	二六九、四〇〇
二八八、〇〇〇	三〇九、〇〇〇
三三六、〇〇〇	三五七、〇〇〇
三八四、〇〇〇	三九二、四〇〇

附則別表第五

四三三、六〇〇円	一三・九割	率
二七三、一〇〇円以上四〇六、八〇〇円以下	一四・三割。	ただし、仮定俸給年額が二七三、一〇〇円以上二八二、七〇〇円以下のものにあつては、二八六、一〇〇円を仮定俸給年額とみなして、この割合による。
一六〇、七〇〇円以上二六九、四〇〇円以下	一五・〇割	

郵政省設置法の一部を改正する法律
郵政省設置法の一部を改正する
郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
通信省設置法
「郵政省」を「通信省」に、「郵政大臣」を「通信大臣」に、「郵政省令」を「通信省令」に改める。

第四条第三十二号の三中「有線電気通信設備の技術基準を定め、その他有線電気通信に改め、同条第三十二号の十六の次に次の一号を加える。

二十二の十七 法令の定めると
るに従い、有線放送電話業務を
許可し、及び監督すること。

第五条第一項中「電波監理局」を
「電務局」に改め、同条に次の二項を
加える。

六の二 無線局の免許に関する事項

第十九条の二 第十六号の次に次の二号を加える。

十六の二 一般放送事業者に関する事項

第十一条の二 第二十四号中「に関する事項」を「に關し、通信省の権限として法令の定める事項を処理すること」と改め、同条に次の三項を加え、同条を第十一条の三とす。

2 企画部においては、前項第一号、第二号、第四号、第五号及び

に掲げる事務をつかさどる。但し、第二号から第五号まで、第八号及び第十七号に掲げる事務については、電波局所掌のものを除く。

一 電気通信行政に関する計画及び実施の取りまとめをすること。

二 電気通信行政に関する企画を行うこと。

三 電気通信の規律に関する法令を立案し、及び実施すること。

四 電気通信の規律に関する事務取扱方法を制定し、及び実施する二事。

電波局之企画部、放送部及び無

第九号に掲げる事務及び同項第六号及び第十五号に掲げる事務の調整に関する事務並びにこれらに係る同項第三号、第二十四号及び第二十五号に掲げる事務をつかさどる。

第十五号に掲げる事務であつて放送又は高周波利用設備に関するもの並びに同項第十六号及び第十六号の二に掲げる事務並びにこれら

に係る同項第三号、第二十四号及び第二十五号に掲げる事務をつかさどる。

新規旨においては、第一項第六号から第八号まで、第十四号及び第十五号に掲げる事務であつて前項に規定するもの以外のもの並びに第一項第十二号及び第二十三号

に掲げる事務並びにこれらに係る同項第三号、第二十四号及び第二十五号に掲げる事務をつかさどる。第十条の次に次の一条を加える。

(電務局の事務)

